

太田市告示第 102 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により、太田都市計画公園を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 1 1 月 1 5 日

太田市長 穂 積 昌 信

記

1 都市計画の種類 太田都市計画公園

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 変更する部分

名 称		位 置
番 号	公 園 名	
3・3・7	西新町南公園	太田市西新町
3・3・16	備前島公園	太田市備前島町

3 縦覧場所 太田市役所行政事業部花と緑の課